

埼玉県地域保健医療計画(第8次) 圏域別取組 策定指針 (概要)

圏域別取組

各二次保健医療圏における、地域の実情に応じた重点課題を解決するための具体的方策を示すもの

圏域別取組の策定

(1) 以下の選定対象から、概ね4項目以上の取組を選定する。

第8次計画に定める4つの基本理念のうち、以下(①、②、③)の3つについて、それぞれの基本理念の実現に向け、各々1項目以上の取組を選定するものとする。

- ① ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策
- ② 安心と活気にあふれる高齢社会実現に向けた健康づくりの推進
- ③ 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

なお、①にかかる取組は、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、感染症への対応に関して保健所が策定を求められている『健康危機対処計画』(感染症編)が位置付けられる。

加えて、健康危機対処計画と整合を図り、新興感染症の発生・まん延時にも必要な医療が提供できる体制の整備について、圏域内の医療機関間の連携や役割について必要に応じて検討いただきたい。

また、①～③以外の取組についても、地域の実情に応じて選定して差し支えない。

(2) (1)で選定した圏域別取組案について、課題の抽出とそれに対する取組の評価・検証を行い、保健医療協議会を経て決定する。

スケジュール

令和5年11月～12月	令和5年度 第1回保健医療協議会 (8次計画案の概要、圏域別取組策定指針にかかる説明)
令和6年 3月	令和5年度 第2回保健医療協議会 (圏域別取組案の協議)
令和6年 5月頃	令和6年度 第1回保健医療協議会 (圏域別取組の決定) ※書面開催を想定